BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう!





宿題は「保管基準」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q,積替えのための保管量の上限及び処分のための保管量の上限について、次のa及びbに入る組み合わせとして正しいものはどれか。(特例として規定している場合を除く) 積替えのための保管量の上限:平均的な搬出量(1日あたり)に(a)を乗じた数量処分のための保管量の上限:処理能力(1日あたり)に(b)を乗じた数量

	a	b
(1)	5	10
(2)	7	14
(3)	10	20
(4)	規定なし	14
(5)	規定なし	20

【解説】

積替えのための保管量の上限は平均的な搬出量(1日あたり)に7を乗じた数量であり、処分のための保管量の上限は処理能力(1日あたり)に14を乗じた数量となっている。なお、処分のための保管量の上限については、再生のための保管の場合など個別に規定されているものがある。正解(2)

収集運搬の積替保管は「7日分」。処分は「処理施設の処理能力の14日分」が「基本」「原則」でしたね。では、具体的な事案で練習してみましょう。

Q,事業者Xは生産工程から排出される廃プラスチック類を自社の工場内にある焼却施設(設置許可取得済)において焼却処理している。この工場において処分のために保管できる最大量は次のうちどれか。ただし、計算条件は次のとおりとする。

(計算条件)

産業廃棄物焼却施設の処理能力 200kg/h

産業廃棄物焼却施設の稼働時間 8 時間

産業廃棄物焼却施設の火格子燃焼率 150kg/m²h

処理する廃プラスチック類の見かけ比重 0.35

保管場所の面積 1.000m²

- (1) 1,050t
- (2) 800t
- (3) 350t
- (4) 22.4t
- (5) 16.8t

~廃棄物処理問題~

【解説】

処分のための保管上限は処理能力の14日分である。

したがって、 $200 \text{kg/h} \times 8 \text{h} \times 14$ 日 = 22, 400 kg = 22. 4t

なお、「1日あたりの処理能力」は稼働時間が8時間未満の場合は8時間に換算し、8時間を超える場合は実働時間で計算するとされている。(直近通知は令和2年3月30日)

正解 (4)

この問題は、「処理施設の能力」の考え方も知っていないと解けないですね。ちなみに、この処理施設が 24 時間稼働だと、まったく同じ焼却施設でも、その能力は 3 倍の $200 kg/h \times 24 h=4800 kg=4.8 t/日となりますから、保管上限量も <math>4.8 \times 14$ 日=67.2 t となります。

処理施設の話題になりましたので、宿題Qは処理施設のものにしましょう。

皆様が関わっている産業廃棄物も焼却炉にお世話になっていることも多いのでは。

では、その焼却炉が適正に稼働しているか?判断できますか?



宿題Q

次のうち、政令第7条第13号の2の産業廃棄物の焼却施設の維持管理基準を遵守していないものはどれか。

- (1) 二次燃焼室出口で測定している燃焼ガスの温度が820℃であった。
- (2) 焼却灰の熱しゃく減量が8%であった。
- (3) 煙突から排出される排ガスの一酸化炭素濃度が80ppmであった。
- (4) バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度が 180℃であった。
- (5) ばいじんと焼却灰を混合して排出した(混合物は搬出後埋立処分する)

<参考図>問題の箇所は白抜きにしています。

